

入札公告

令和元年12月16日

自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札（令和2年度実施分）に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5、広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号。以下「規則」という。）第3条第4項に基づき、次のとおり公告します。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により自動販売機設置場所貸付契約を締結するので、令第167条の6第1項、規則第4条の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- I 自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格及びその審査の申請手続等
 - 1 資格審査申請（入札参加資格の審査申請）の対象となる契約等
 - (1) 契約
自動販売機設置に係る市有財産貸付
 - (2) 対象者
令和2年度の自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札への参加を希望する者
 - 2 入札参加資格（入札に参加しようとする者に必要な資格）
 - (1) 令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 広島市との契約において、次のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後3年（又は市長が定めた期間）を経過していない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後3年（又は市長が定めた期間）を経過していない者を契約の締結又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - (3) 資格審査申請のときにおいて広島市税並びに消費税及び地方消費税をいずれも滞納していない者であること。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者でないこと。

(6) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

3 入札参加資格審査申請書の交付方法

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「くらし・手続き」→「募集・案内・職員採用」→「土地の販売・貸付情報」→「自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードできる。

4 資格審査申請の受付期間等

申請者は、入札参加資格申請書（以下「申請書」といいます。）等を、令和2年1月6日（月）から令和2年1月17日（金）までの、広島市の休日を定める条例に定められた休日を除く毎日の午前9時から午後5時までの間に下記5(3)の提出先へ持参すること。

5 資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

申請者は、次の(2)の提出書類を広島市環境局施設課（下記5(3)の提出先参照）へ持参すること。

(2) 申請書等の提出書類

ア 「入札参加資格審査申請書」

イ 「使用印鑑届」

ウ 「委任状」（契約権限等を代理人に委任する場合）

エ 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本（法人が申請する場合）

オ 役員名簿（法人が申請する場合）

カ 身分証明書及び誓約書（個人が申請する場合）

キ 印鑑証明書

ク 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がない旨の証明）

(3) 申請書等の提出書類の提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎4階

広島市環境局施設部施設課

(4) 補正について

申請者は、申請書等の提出書類を広島市に提出した後において補正を求められた場合には、指定された期限内に補正を行うこと。申請者が当該期限内に補正を行わなかった場合には、当該申請に係る資格認定は行わないものであること。

6 申請書等の提出書類において用いる言語等

(1) 申請書については、日本語を用いるものとする。

その他の提出書類のうち外国語で記載しているものについては、その日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 申請書等の提出書類のうちの金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 入札参加資格の決定及び審査基準

入札参加資格については、申請書等の提出書類等に基づいて審査し、入札参加資格の有無を認定

した上で決定する。

8 資格審査結果の通知

上記7の入札参加資格の審査結果は、文書（郵送）により通知する。

9 入札参加資格の有効期間

本資格申請に係る入札参加資格の有効期間は、令和2年3月31日までとする。

なお、上記2のいずれかの入札参加資格を有しないこととなった場合、申請書等に虚偽の記載をして不正に入札参加資格の認定を受けたことが判明した場合、又は廃業等により入札参加資格の辞退の申し出があった場合は、当該入札参加資格を取り消すものとする。

10 その他

入札参加資格の決定後、その申請事項に変更が生じた場合には、速やかに広島市環境局施設課に、その変更を届け出ること。

II 自動販売機設置場所貸付契約に係る一般競争入札

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

自動販売機設置に係る市有財産貸付

(2) 貸付の内容等

入札説明書、契約約款及び物件別仕様書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

(4) 貸付期間

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで（2年間）

※更新は行わない。

(5) 貸付場所

物件別仕様書による。

(6) 入札方法

ア 入札金額は、年額を記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を入札書に記載すること。

(7) 入札区分

本件は、紙入札である。所定の入札書を持参し、入札すること。

(8) 予定価格

予定価格は、公表しない。

2 入札参加資格

(1) 入札公告の日から過去3年以内に、国又は地方公共団体の施設に、自らが管理・運営する自動販売機を設置した実績を有している者。

(2) 入札公告の日から開札日までの間に、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。

(3) あらかじめ、前記Iの入札参加資格審査申請をして、審査の結果、資格が有ると認められた者。

(4) その他は、入札説明書による。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

広島市のホームページ(<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページの「暮らし・手続き」→「募集・案内・職員採用」→「土地の販売・貸付情報」→「自動販売機設置場所貸付に係る一般競争入札」

争入札の実施について」からダウンロードできる。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市のホームページ（前記3に記載のとおり）からダウンロードできる。

(2) 入札説明書等の交付方法

広島市のホームページ（前記3に記載のとおり）からダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和2年2月26日（水）までの広島市の休日を定める条例に定められた休日を除く毎日の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市環境局施設部施設課

電話 082-504-2213（直通）

(3) 契約条項，入札説明書に関する問い合わせ先

前記(2)イに同じ。

(4) 物件別仕様書に関する問い合わせ先

前記(2)イに同じ

(5) 入札書の提出方法

入札日時に持参により提出すること。

(6) 入札回数

入札回数は，2回を限度とする。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年2月27日（木） 午後3時00分

イ 場所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所本庁舎4階共用会議室

(8) 開札

ア 入札後，即時開札する。

イ 開札の結果，規則第15条及び第16条並びに規程第16条及び第17条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは，落札者の決定を保留し，当該者を落札候補者とする。

ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは，開札後直ちに，くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において，くじ引きをしない者がある場合には，当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

5 入札参加資格確認申請書等の提出

落札候補者となった者は，入札参加資格確認申請書及び入札参加資格の確認に必要な書類（以下「資格確認申請書等」という。）を持参により提出しなければならない。

(1) 提出先

前記4(2)イに同じ。

(2) 提出部数

提出部数は，1部とする。

なお，提出した資格確認申請書等は，返却しない。

(3) 提出期限

令和2年2月28日（金）から令和2年3月6日（金）までの毎日の午前9時から午後5時まで。

なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。

(4) その他

入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定日までの間に前記2の入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。

7 落札者の決定

(1) 前記6により落札候補者が入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。

(2) 落札者の決定結果は、広島市のホームページにより公表する。

8 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札

イ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ その他規則第8条各号及び規程第10条各号のいずれかに該当する入札

(3) 契約保証金

要。ただし、規則第31条及び規程第34条に該当する場合は、免除する。
詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

(6) 契約の締結

本契約については、落札者を決定した日から5日以内の日（最終日が広島市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）において、落札者が広島市から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。